

令和 7 年 7 月 8 日

宮城県知事 殿

※個人の方は住民票の住所を入力
法人の方は会社住所を入力

※確定申告書類の住所と異なる場合は履歴事項全部証明書または住民票抄本の写しを必ずご提出ください。

(申請者) 〒 9801234
住所 宮城県仙台市青葉区1丁目2-3 あおばビル2F
事業者名 株式会社みやぎ
代表者名 宮城 太郎
法人番号 1234567890123

※法人の方のみ ※13桁

令和7年度において、宮城県中小企業等再起支援事業を下記により実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、宮城県中小企業等再起支援事業補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的

物価高騰等による業績悪化から再起を図る為、新たにテイクアウト事業を展開し告知することによる新規顧客の開拓。

2 補助金申請額

金 281,000 円

補助上限額 300,000円
下限額 100,000円
※千円未満切り捨て
※消費税抜き

3 提出書類

- 事業計画書（様式第1号の2）
- 収支予算書（様式第1号の3）※別紙明細書を添付のこと
- 売上高等が30パーセント以上減少していることの報告書（様式第1号の4の1）
又は、売上営業利益率が減少していることの報告書（様式第1号の4の2又は様式第1号の4の3）
※売上高、売上営業利益率の根拠となる資料を添付のこと。
- 暴力団排除に関する誓約書（様式第1号の5）
- 補助金の対象経費として取得する物品等の金額がわかる見積書等の写し
- 「パートナーシップ構築宣言」を作成・公表している場合、宣言の写し
- 賃上げ環境の整備に向けた取り組みに係る調査表（様式第2号）
- 県税の未納がないことを証する書類（納税証明書（税目：全ての県税））
- 申請書類チェック表
- その他知事が必要と認め

※日中連絡可能な電話番号をご入力ください
(申請内容について事務局から確認のお電話をさせて頂く場合があります)

4 連絡先

担当者	青葉 次郎	担当者カナ	アオバ ジロウ
電話番号	0221231234	FAX番号	0220001111
電子メールアドレス	miyagi@abcd.co.jp		

※事務局よりお電話にて確認させて頂く場合がございます。日中連絡が可能な電話番号をご入力ください。

事業実施主体 (事業者名または屋号)	株式会社みやぎ							
事業実施場所 (事業所/店舗等の住所)	居酒屋せんだい 仙台市青葉区一番町1丁目2-3 仙台ビル4F 居酒屋あおば 仙台市青葉区中央3丁目4-5							
現状の課題 (売上や利益率の減少が生じた原因を含めて記載)	●物価高騰又は令和7年米国の関税措置による経済変動で受けた影響を記入							
	物価高騰等の影響で商品の値上げを行ったことにより、集客数が減少。売上並びに利益の減少に繋がった。							
補助事業の目的	●現状の課題を記入							
	現状の業務を見直し、生産性を上げ原材料コスト以外のコストを下げる取り組みが必要である。							
補助事業の目的	物価高騰等による業績悪化から再起を図る為、新たにテイクアウト事業を展開し告知することによる新規顧客の開拓。							
事業内容 (申請する項目毎に、売上や利益率の回復につながる効果を含めて具体的な用途を記載)	☒ ①販路開拓 ☐ ②生産性向上 ☒ ③新商品・新役務の展開 ☒ ④売上原価の抑制 ☐ ⑤キャッシュレス化・新紙幣対応							
	・新たな取組であるテイクアウト事業について、商品パッケージの開発および紹介する為のチラシを作成。配布を行う。 ・これまで折込チラシのみの告知であったが、ターゲットを若年層に絞り、新たにグルメ情報サイトへ広告掲載を行う（3回） ・在庫管理を効率化する為の新たな業務システムの導入。							
補助事業の実施により期待される効果と事業目標	【期待される効果】							
	・テイクアウト事業の展開、紙面およびグルメサイトでの告知による新規顧客獲得。 ・業務システムの導入による在庫管理の効率化。							
	【事業目標】							
補助事業の実施期間	開始予定日	令和	7	年	9	月	1	日
	完了予定日	令和	7	年	11	月	30	日
実施スケジュール	2025/9/1	チラシ作成/広告掲載						
	2025/10/1	商品パッケージ完成/テイクアウト事業の開始						
	2025/11/30	システム納品/すべての支払い完了						

※事務所／店舗等の
屋号および住所

※売上や利益率の回復における必要性を含め、各申請物に沿って具体的な用途記入。また、広報費の場合、新たな取組のみ対象となります。新たな取組であることを明記してください。

※客数や売上については数値を用いて記入

※12/31までに支払い/納品を完了する必要があります。

注) 国・県・市町村などが助成する他の補助金の対象となっている事業は、補助対象外となります。

収 支 予 算 書

【業種】

飲食業
その他の業種 ()

※業種には「飲食業」、「卸・小売業」、「製造業」、「土木・建築業」、「サービス業」、「その他の業種（業種名）」から主たる業種を記載願います。

【支出】

(単位：円)

経費区分 番号	経費区分	補助対象経費（A）
①	広報費	121,600
②	展示会等出展費	
③	開発費	100,000
④	機械装置等費	200,000
⑤	外注費	
計（A）		421,600

補助対象経費（A）：本補助金の対象となる経費の金額を記入してください。

※金額は、消費税抜きの金額を記入してください。

※別紙に、上記経費の明細を記入し、併せて提出してください。

補助上限額 300,000円
下限額 100,000円
※千円未満切り捨て
※消費税抜き

【収入】

(単位：円)

本補助金（B）	☐ 補助対象経費（A）×2/3が30万円以上 ※記入不要です	
	☒ 補助対象経費（A）×2/3が30万円未満 ※千円未満切り捨てで記入	281,000
自己資金（C）	補助対象経費（A）－本補助金（B）	140,600
計	本補助金（B）＋自己資金（C）	421,600

※ 本補助金（B）：補助対象経費（A）×2/3の計算に基づき、どちらかに☑し記入

※ 本補助金（B）：千円未満の端数を切り捨てて記入してください。

(別紙)

明 細 書

経費区分番号：①広報費②展示会等出展費③開発費④機械装置等費⑤外注費

事業目的：①販路開拓②生産性向上③新商品・新役務④原価抑制 ⑤キャッシュレス化・新紙幣対応

No.	費用	数量	単価	金額(円)	経費区分番号	事業目的
1	チラシ印刷費・配布	500	50	25,000	①広報費	①販路開拓
	必要性 や用途	新たな取組であるテイクアウト事業について、紹介する為のチラシを作成、配布を行う				
2	グルメサイトへの掲載	3	32,200	96,600	①広報費	①販路開拓
	必要性 や用途	これまでは紙媒体（折込チラシ）のみの告知を行っていたが、ターゲットを若年層に絞り、新たにグルメ情報サイトへ広告掲載を行う				
3	在庫管理システム一式	1	200,000	200,000	④機械装置等費	④売上原価の抑制
	必要性 や用途	材料や商品の在庫管理を効率化、廃棄を無くすことを目的とした業務システムを導入する				
4	テイクアウト用パッケージデザイン 費	2	50,000	100,000	③開発費	③新商品・役務の展開
	必要性 や用途	新事業であるテイクアウト商品専用パッケージのデザイン開発				
5						
6						
7						
8						
9						
10						

【注意事項】

【1】申請物毎に具体的な用途や再起を図るにおいての必要性が確認できない場合
対象となり得ません。
補助事業の手引き6～9ページを必ずご確認ください。

【2】広報費は「新たな取組」である点が確認できない場合は対象となりません。
新たな取組である点を記載してください。

【3】全ての申請物において、仕様や金額内訳が確認できる見積書やカタログ等の
添付書類が必要となります。
なお、「一式」等申請物の詳細が不明瞭な表記は認められない場合があります。

※金額は消費税抜きの金額を記入してください。

令和 7 年 7 月 8 日

宮城県知事 殿

(申請者) 〒 9801234
住所 宮城県仙台市青葉区1丁目2-3 あおばビル2F
事業者名 株式会社みやぎ
代表者名 宮城 太郎

当社（私）は、エネルギー価格等の物価高騰又は令和 7 年米国の関税措置による経済変動の影響に起因して、下記のとおり売上高が減少していることを報告します。

1 1 か月間の売上高等実績

令和7年3月 分 (A) 650,000 円

(A)選択範囲
令和6年10月～令和7年7月

平成 3 1 年から令和 6 年までの間の同月の売上高実績

令和 4 年 3 月分 (B) 1,000,000 円

(B)選択範囲
平成31年1月～令和6年6月
※(A)と同月比でなければなりません

※平成31年 1 月から令和 6 年 6 月までの売上が無い創業者や店舗・業容拡大等により平成31年 1 月から令和 6 年 6 月までの間の年同月と単純に比較できない場合は、創業後申請する月の前月までの間の任意の連続する 3 か月間の平均売上高のいずれかと比較することも可能です。

該当する場合は、☒の上、以下を記入。

☐ 任意の連続する 3 か月間の平均売上高

令和 年 月 から 月の平均 (B) 円

(B)において任意の連続する3か月間の平均売上高を使用する場合は、創業したてであることの証明資料または業容変更/拡大の証明資料をご提出ください

減少率 ((B-A) / B) 35 %

手引きを確認のうえ、確定申告書等の売上証明資料を添付してください

2 売上高、売上営業利益率の根拠となる資料

補助事業の手引き 1 0 ページ「(8) 売上高、売上営業利益率の根拠となる資料について」に
規程された添付書類一式

様式第1号の4の2【法人の場合】

売上営業利益率が減少していることの報告書

令和7年 年 7 月 8 日

宮城県知事 殿

(申請者) 〒 9801234
住所 宮城県仙台市青葉区1丁目2-3 あおばビル2F
事業者名 株式会社みやぎ
代表者名 宮城 太郎

当社（私）は、エネルギー価格等の物価高騰又は令和7年米国の関税措置による経済変動の影響に起因して、下記のとおり売上営業利益率が減少していることを報告します。

1 「売上高」及び「営業利益」の実績

(1) 直近決算期の「売上高」及び「営業利益」

直近決算期	令和	7	年	4	月期
売上高 (A)		25,000,000			円
営業利益 (B)		9,000,000			円

売上営業利益率
$$\frac{\text{営業利益 (B)}}{\text{売上高 (A)}} = \frac{\text{売上高} - \text{売上原価} - \text{販売費及び一般管理費}}{\text{売上高 (A)}} = \frac{(C)}{\text{売上高 (A)}} = 36\%$$
 (小数点以下切り上げ)

(2) 直近決算期の1期前の決算期の「売上高」及び「営業利益」

売上高 (D)	24,000,000	円
営業利益 (E)	9,200,000	円

売上営業利益率
$$\frac{\text{営業利益 (E)}}{\text{売上高 (D)}} = \frac{\text{売上高} - \text{売上原価} - \text{販売費及び一般管理費}}{\text{売上高 (D)}} = \frac{(F)}{\text{売上高 (D)}} = 39\%$$
 (小数点以下切り上げ)

※ (C) % < (F) % になっていれば要件に該当。 (C) % < (F) % となり、要件に該当しているかご確認ください。

※申請日以前の直近決算期に係る法人税確定申告書の提出が完了していない場合は、2期前と3期前の決算期を比較するものとします。

(3) 経営改善の必要性

直近決算期の「営業利益」(B)が前期の「営業利益」(E)より大きい場合のみ、営業利益が増加している中でも経営改善が必要となっている具体的な理由等を記入。

手引きを確認のうえ、確定申告書等の売上証明資料を添付してください

2 売上高、売上営業利益率の根拠となる資料

補助事業の手引き10ページ「(8) 売上高、売上営業利益率の根拠となる資料について」に
規程された添付書類一式

様式第1号の4の3【個人事業主の場合】

売上営業利益率が減少していることの報告書

令和7年 7 月 8 日

宮城県知事 殿

(申請者) 〒 9801234
住所 宮城県仙台市青葉区1丁目2-3 あおばビル2F
事業者名 株式会社みやぎ
代表者名 宮城 太郎

当社（私）は、エネルギー価格等の物価高騰又は令和7年米国の関税措置による経済変動の影響に起因して、下記のとおり売上営業利益率が減少していることを報告します。

1 「売上金額」及び「差引金額」（「売上原価」及び「経費」差引後）の実績

(1) 令和6年分の「売上金額」及び「差引金額」（「売上原価」及び「経費」差引後）

売上金額（A）	25,000,000	円
差引金額（B）	9,000,000	円

売上営業利益率

差引金額（B）
（「売上高」－「売上原価」－「経費」）

売上金額（A）

=

（C） 36 %

（小数点以下切り上げ）

(2) 令和5年分の「売上金額」及び「差引金額」（「売上原価」及び「経費」差引後）

売上金額（D）	24,000,000	円
差引金額（E）	9,200,000	円

売上営業利益率

差引金額（E）
（「売上高」－「売上原価」－「経費」）

売上金額（D）

=

（F） 39 %

（小数点以下切り上げ）

※（C）%＜（F）%になっていれば要件に該当。

（C）%＜（F）%となり、要件に該当しているかご確認ください。

(3) 経営改善の必要性

直近決算期の「差引金額」（B）が前期の「差引金額」（E）より大きい場合のみ、営業利益が増加している中でも経営改善が必要となっている具体的な理由等を記入。

手引きを確認のうえ、確定申告書等の売上証明資料を添付してください

2 売上高、売上営業利益率の根拠となる資料

補助事業の手引き10ページ「（8）売上高、売上営業利益率の根拠となる資料について」に規定された添付書類一式

令和7年 7 月 8 日

宮城県知事 殿

(申請者)	〒 9801234
住所	宮城県仙台市青葉区1丁目2-3 あおばビル2F
事業者名	株式会社みやぎ
フリガナ	ミヤギ タロウ
代表者名	宮城 太郎
生年月日	西暦 1950年1月2日
性 別	男

生年月日は
西暦でご記載ください

✓が無い場合申請できません

暴力団排除に関する誓約書

☒ 当社（私）は、補助金の交付の申請をするに当たって、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 法人等（個人又は法人をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、賃金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

賃上げ環境の整備に向けた取り組みに係る調査票

事業者名	株式会社みやぎ
代表者名	宮城 太郎

①申請日時点の従業員等の人数は何名ですか。（人数を記入願います。）

合計 7 名 ※申請日時点で従業員がいない場合は、⑥の項目に回答願います。

内、役員(代表者除く) 3 名、正社員 2 名、非正規社員(アルバイト含む) 1 名
事業専従者 1 名

②直近2年間で従業員等の賃上げの検討を行いましたか。(チェック欄☑に記入願います)

- ☒ (1) 直近2年間で賃上げを実施した（定期昇給を含む。）・・・③の項目へ
- ☐ (2) 賃上げの検討を行い、実現に向けて経営改善等に着手した・・・④の項目へ
- ☐ (3) 基礎となる経営の安定化に向けて経営改善等に着手した・・・⑤の項目へ

※今回再起支援補助金に申請する事業を上記（２）、（３）における経営改善等の取り組みに位置付けていた
だいても結構です。

③実施した賃上げの内容について記入願います。（引き続き④の項目にも回答願います。）

(内容詳細)

④現在検討中の賃上げの内容又は取り組みの内容について記入願います。（質問は以上です）

(内容詳細)

⑤経営の安定化が実現した後、賃上げの検討を行う予定はありますか。（質問は以上です。）

- ☒ (1) 検討する
- ☐ (2) 検討する予定はない（理由：）

⑥今後、従業員等（アルバイト、事業専従者含む）を雇用する機会があれば、宮城県の最低賃金を超える賃金水準での雇用についても検討しますか。（質問は以上です。）

- ☒ (1) 検討する
- ☐ (2) 検討する予定はない（理由：）

宮城県中小企業等再起支援事業申請書類チェック表
(各項目のチェックを行い、申請書類と一緒にご提出ください。)

☒ ←申請者は以下について確認し、了承の上、本補助金に申請します。（※チェックが無い場合、補助金を受給できません。）

- 本補助金はこの「実施の手引き」等に基づき、「予算の範囲内」で募集するため、結果的に申請された事業計画とおり採択することができない場合があります。その結果、万が一、申請者等に損失や不利益等が発生した場合でも、補助金事務局で補償等を行うことはできませんので、その旨ご理解・ご了承の上、事業の実施や申請等についてご判断していただきますようお願いいたします。

☒ ←申請者は以下のいずれかに該当します。（※チェックが無い場合、補助金を受給できません。）

(1) 県内に本店県内に本店（個人事業主の場合は住所）を有する中小企業・小規模事業者（個人事業主を含む）
(2) 県内に主たる事務所を有し、一定の要件（※）を満たす特定非営利活動法人（NPO法人）
※特定非営利活動法人が対象となる場合の要件
①法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）に係る取組を行っていること。
② 中小企業支援法第2条第1項で規定される中小企業者のうち、第2号の2「サービス業」の常時使用する従業員の基準以下（100人以下）の法人であること。
③ 認定特定非営利活動法人でないこと

☒ ←申請者は以下のいずれにも該当しません。（※チェックが無い場合、補助金を受給できません。）

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む者
(2) 社会福祉法人、一般・公益社団法人、一般・公益財団法人、医療法人、学校法人、宗教法人、系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業・水産業者についても同様）、農業組合法人、任意団体、創業予定者
(3) みなし大企業（大企業である親会社から出資を受けているなど、実質的に大企業の支配下にある会社）と認められる者
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者
(5) 県税に未納がある者

☒ ←申請する事業は、国、県、市町村その他団体の他の補助金（例：持続化補助金、ものづくり補助金）を受けて実施する事業ではない。（※チェックが無い場合、補助金を受給できません。）

申請書類送付前に、書類の有無を以下のチェックリストでご確認の上、必ず☑を入れてください。

No.	申請書類の区分	提出書類
1	補助金交付申請書（様式第1号）	☐
2	事業計画書（様式第1号の2）	☐
3	収支予算書（様式第1号の3）	☐
4	明細書（別紙）	☐
5(※)	①売上高等が30パーセント以上減少していることの報告書（様式第1号の4の1）	☐
	②売上営業利益率が減少していることの報告書（様式第1号の4の2【法人の場合】）	
	③売上営業利益率が減少していることの報告書（様式第1号の4の3【個人事業主の場合】）	
6	売上高、営業利益率の根拠となる資料（確定申告書控えなどが必要となります。詳しくは手引きの10ページをご参照ください。）	☐
7	暴力団排除に関する誓約書（様式第1号の5）	☐
8	補助金の対象経費として取得する物品等の金額や仕様がわかる見積書/カタログ等の写し	☐
9(※)	「パートナーシップ構築宣言」を作成・公表している場合は、宣言の写し（対象者のみ。詳しくは手引きの5ページをご参照ください。）	☐
10	賃上げ環境の整備に向けた取り組みに係る調査表（様式第2号）	☐
11	県税に未納がないことを証する書類（納税証明書（税目：全ての県税））	☐
12	申請書類チェック表（本紙）	☐

※No. 5：①～③のいずれかを提出ください。

※No. 9：「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトURL：<https://www.biz-partnership.jp/>

令和7年度宮城県中小企業等再起支援事業
一者見積理由書

令和7年 7 月 8 日

事業者名 株式会社みやぎ

代表者名 宮城 太郎

本事業の書類提出にあたっては、1件あたり100万円（税込）を超える発注、50万円（税抜）未満の中古品の購入がある場合には、二者以上から見積書を徴することとされていますが、下記の理由により一者のみから見積書を徴しました。

記

1 発注した業務（例）〇〇工事

〇〇工事一式

2 一者見積とした理由（当てはまるものに☑）

☒ 過去の施工等（システム開発等を含む。）で用いたノウハウや図面等が必須であり、業者を変更することが困難である。

☐ 特殊な技術、技能、機器、知的財産権等を必要とする業務のため、対応できる業者が一者に限られる。

☐ 法令等により契約の相手方が特定されている。

☐ 複数の業者に見積を依頼したが、物価高騰の影響等により辞退され、応じたのが一者のみであった。

☐ その他（具体的に記入）

※単に「相見積りをとるのを忘れていた」等の事由では、一者見積とするやむを得ない事由には該当せず、補助対象にできませんのでご留意願います